

市営住宅入居者
10月定期募集で申し込みがなかった住宅の入居者を募集します。詳しくは、10月27日(火)以降に住宅施設課や各総合支所産業建設課、市ホーム



新型コロナウイルス感染防止
今後開催予定の催しや講座などについては、中止または延期となる可能性があります。参加を予定している人は、主催者に開催の有無を必ずご確認ください。



2020. 10.15発行
Miyakonojo City Public Relations, MIYAZAKI

広報 都城

暮らしの情報

都城市総合政策部
秘書広報課
都城市姫城町6-21
☎23-3174

編集

ページを確認ください
● **申込日時**
11月2日(月) 8時45分～9時
※以降、随時受け付け
● **申込** 住宅施設課 ☎23-3105
各総合支所産業建設課

市町村対抗駅伝市代表選手選考会
● **対象** 市内に在住・在勤・在学する人、または、小・中学生や高校生以外で過去に在住・在勤していた人
● **レース種目・対象**
1000m 小学5・6年女子
1500m 小学5・6年男子、中学女子
3000m 中学男子、40代男子、50歳以上男子
5000m 高校男子・39歳以下男子

● **選考方法** 11月14日(土)9時から都城運動公園陸上競技場で開催する、土曜強化記録会で選考
※ふるさと選手制度による基準を満たす場合は、選考レースを免除。
ただし、今回は県内に在住・在勤・在学する人に限る
● **申込** 宮崎陸上競技協会ホームページで入手できる要項を確認および申請書に必要事項を記入し、10月29日(木)までに都城市陸上競技協会事務局
toas4201@yahoo.co.jp



クリーンアップ宮崎(中止)

新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は中止します。

● **環境政策課** ☎23-2130

都城島津邸菊花展(無料)

都城菊之会による菊花展です。

● **日時** 10月30日(金)～11月23日(月) 9時～17時

● **場所** 都城島津邸 島津広場

● **問合せ** 都城島津邸 ☎23-2116

11月3日(文化の日)は

都城歴史資料館無料開放

● **日時** 11月3日(火) 9時30分～17時

※入館は16時30分まで

● **場所** 都城歴史資料館

● **問合せ** 文化財課 ☎23-9547

灯籠と音楽でつなげよう

未来へのハーモニー(無料)

灯籠の中で、県内の音楽家らがジャズやポップスなどを演奏します。

● **日時** 11月7日(土) 17時～20時

● **場所** 地場産業振興センター

● **問合せ** ジョイナス(永野)

☎090-17386-2499

霧島ジオパーク10周年記念 韓国岳登山

● **日時** 11月28日(土) 8時30分～14時

● **集合場所** えびのエコミュージアムセンター駐車場

● **定員** 20人 ※申し込み順

● **費用** 500円(保険料・ガイド料含む) ※別途駐車料金が必要

● **その他** 登山に適した服装で防寒着や雨具、飲み物、昼食などを持参

● **問合せ** 霧島ジオパーク推進連絡協議会 ☎0995-64-0936



講座・教室

小学生ランニング教室(無料)

● **日時** 11月7日(土) 14時～16時30分

● **場所** 都城運動公園陸上競技場

● **対象** 市内および三股町内の小学1～6年生

● **申込** 件名「小学生ランニング教室」、氏名、性別、学校名、学年、緊急連絡先を明記し、10月30日(金)までにメールで都城市陸上競技協会事務局(田川)

fuku@miyaku.org

10月30日(金)までにメールで都城市陸上競技協会事務局(田川)

fuku@miyaku.org

10月30日(金)までにメールで都城市陸上競技協会事務局(田川)

fuku@miyaku.org

10月30日(金)までにメールで都城市陸上競技協会事務局(田川)

fuku@miyaku.org

10月30日(金)までにメールで都城市陸上競技協会事務局(田川)

fuku@miyaku.org



講座・教室

南九州大学公開講座

森の音楽会 心のバリアフリー(無料)

採取したどんぐりや枝などを使って、楽器作りや演奏を行います。

●日時 10月24日(土)

13時～15時30分

●場所 南九州大学都城キャンパス

●対象 小学校や特別支援学校に通う児童・生徒やその保護者など

●定員 10人 ※申し込み順

●申込 件名「南九州大学公開講座」、住所、氏名、電話番号、子どもの氏名と年齢などを電話または、ファクスで南九州大学広報課

●電話 0120-3739-120

●FAX 0985-83-3435

●陶芸工房「幸の陶」

●場所 陶芸工房「幸の陶」

●必要申し込み

●季節陶芸 壬支の「丑」作り

●日時 11月14日(土)～16日(月)

10時～

●定員 各15人

●費用 2千円

●日曜陶芸 カレー皿作り

●日時 11月15日(日) 13時～

●定員 15人

●費用 2千円

●日曜陶芸 カレー皿作り

●日時 11月15日(日) 13時～

●定員 15人

●費用 2,500円

●申込 陶芸工房「幸の陶」

●電話 58-6150

シルバー人材センター連合会主催

剪定講習(無料・全2回)

座学や実習を通して、すぐに役立つ剪定を学ぶ講習です。

●日時 11月9日(月)・10日(火)

9時30分～15時

●場所

午前・地場産業振興センター

午後・老人いこいの家

●対象・定員 60歳以上の人・10人

●申込 都城市シルバー人材センター

で配布する申込書に必要事項を記入し、11月2日(月)までに持参、郵送またはファクスで都城市シルバー人材センター(〒885-0061 下長飯町1916番地1)

●電話 25-11000

●FAX 25-11001

相談

身体障害者相談員

市では、身体障害者相談員が身体に障がいのある人の相談に無料で応じています。秘密は守られますので、気軽に相談ください。

市の身体障害者相談員

都城市身体障害者福祉協会

●福永 良信さん

●福永 純男さん

●倉山 幸一さん

●園田 昌義さん

●山之口町身体障害者更生会

●稲田 伸征さん

●高城地区身体障害者福祉会

●永田 照明さん

●笹葉 照明さん

●高崎町身体障害者福祉会

●永田 浩一さん

●都城市視覚障害者福祉会

●八木 敏男さん

●都城市聴覚障害者協会

●前山 玲子さん

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

●FAX 37-33534

お知らせ

パブリックコメント

市では、次の計画などを策定するに当たり、広く意見を求めます。
※市ホームページにも掲載

●提出書類 公表の場所で配布する「意見情報提出書」を提出ください

●提出方法 住所、氏名または団体名を記入し、封書で各計画の担当課(〒885-8555)へ郵送または持参。ファクスやメール、公表の場所でも提出できます。住所や氏名などの記載がない意見に対しては、市の考えを公表しない場合があります

●【第2期都城市教育大綱(案)】

●意見の提出期限 11月10日(火)

●公表の場所 総合政策課、情報公開コーナー(市役所本館2階)、各総合支所市民生活課、各地区市民センター、市立図書館

●申込 総合政策課

●電話 23-7161

●FAX 23-2675

●planing@city.miyakonojo.miyazaki.jp

●(一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画・案))

●意見の提出期限 11月16日(月)

●公表の場所 環境施設課、情報公開コーナー(市役所本館2階)、各総合支所市民生活課、各地区市民センター

●申込 環境施設課

●電話 23-3319

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172

●FAX 23-2172



事業主の皆さんへ

従業員の個人住民税は

特別徴収で納入ください

市と県では、事業主が毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市民税・県民税）を天引きで納入する「特別徴収」を推進しています。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

税 個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を毎月支払う給与から天引きして、事業主が従業員に代わって納入する制度です。



税 事業主は特別徴収義務者

市は、給与支払い者である事業主を、特別徴収義務者として指定。会社などで働く従業員（納税義務者）が公平に納税できるよう、特別徴収を推進しています。

また、市は毎年5月末までに「特別徴収税額決定通知書」で税額を事業主にお知らせします。事業主は、給与から天引きした個人住民税を、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入します。

※税額は、前年の所得などを基に各市町村が算出

税 特別徴収の対象

前年中に給与の支払いを受けていて、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員が、特別徴収の対象者です。ただし、給与の支払いが不定期であるなどの理由がある場合は、普通徴収（個人納付）で納めることができます。

税 特別徴収のメリット

納税義務者には、次のメリットがあります。

- ・1年分の税額を12回（6月から翌年5月まで）に分けて納めるので、1回当たりの納税負担が少ない
- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがない
- ・納税のために、金融機関などに行く必要がない

※詳しくは、市ホームページを確認ください



地方税 ポータルシステム eLTAXが便利です

市では、個人住民税の給与支払報告書や特別徴収に係る各種手続きについて、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した申請書などの受け付けを行っています。ぜひ、利用ください。

自宅やオフィスで 手続きできます！

インターネットを利用するため、窓口に行かなくても8時30分から24時まで手続きを行うことができます。
※土・日曜日や祝日、年末年始を除く

給与支払報告書や源泉徴収票を一括提出できます！

国や市のそれぞれに提出義務がある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、提出できます。

電子納税が便利です！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）と法人住民税が電子納税できます。

利用届出の提出および詳しい情報は eLTAXホームページを確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

※スマートフォンからは、利用届出などの手続き、問い合わせフォームやアンケートの回答はできません

問い合わせ

ヘルプデスク ☎0570-081459

ヘルプデスク受付時間は 9時～17時
（土・日曜日や祝日、年末年始を除く）





Let's study English with ALT



レオナルド・ギラルデロさん
(ブラジル出身 小学校担当)



明道小学校での外国語活動の様子



宮園 マリアフェさん
(フィリピン出身 小学校担当)



リチャード・ベッカーさん
(アメリカ出身 小学校担当)

ALT（外国語指導助手）は、母国語や公用語を英語とする国の出身または、英語の標準的な発音やイントネーションを身に付けている人で、小・中学校の英語学習を補佐しています。

今回は、子どもたちと生き生きと交流しながら、学習をサポートするALTの活動について紹介します。

◎問い合わせ 学校教育課 ☎ 23-9544

トピック

令和3年度採用ALT募集します！

市では、ALTとして活動できる市または近隣自治体に在住の外国籍の人を募集します。

●対象 母国語や公用語が英語、または英語について標準的な発音やイントネーションを身に付けている人

●勤務地 市内の小・中学校

●勤務時間

8時30分～12時30分

●報酬 時給2,630円(予定)

※通勤手当(2km以上)、

年2回の賞与あり

●申問 11月26日(木)までに履歴書と在留カードのコピーを学校教育課に持参

ABC

コミュニケーション活動や音楽を通して楽しむ英語

小学校の授業では、リズムに合わせてALTと一緒に英単語を発音したり、英語の歌を歌ったりしながら、英語を楽しく学んでいます。

また、簡単な英語の表現を使って、質問したり答えたりしながらコミュニケーションを取り合い、自然と「生きた英語」に触れています。

ABC

「実践的な英語」を体感

現在、市では18人のALTが、市内の小学校3・4年生の外国語活動や、5・6年生および中学生の外国語科の授業で、英語指導をサポート。子どもたちは、ALTとの英語でのやり取りを通して「実践的な英語」を体感しています。

ABC

思いや考えを伝えることを高める英語指導

ALTの授業を受けた東あおいさん(明道小4年)は「英語の授業では、体を動かしたり、歌ったりしながら教えてくれるのでとても楽しい。」と笑顔を見せ、エンフタイワン・テンゲルバヤルさん(同)は「もっと英語を勉強して外国の友だちを増やしたい」と目を輝かせていました。

中学校の授業では、小学校で学んだ英語を基礎に、日常生活などで使える表現や文法などをALTと一緒に学びます。また、英語暗唱・弁論大会に出場する生徒は、ALTから英作文や発表の指導を受けます。この他、ALTは、英語検定の面接指導や英会話など、より実用的な「生きた英語表現」を指導しています。

知ってください！ 手話などの大事な コミュニケーション 手段

市では、「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」を制定しました。今回は条例に基づく役割とその取り組みを紹介します。

◎問い合わせ 福祉課 ☎ 23-2980

市は、「手話は言語である」との認識のもと、その普及に努めています。手話などのコミュニケーションツールの促進を図ることで、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」を本年4月に制定しました。

条例に基づく役割

●市の役割

手話の理解促進や普及を図ります。また、手話や点字などによる情報取得やコミュニケーションの円滑化に関する施策に取り組みます。

●市民などの役割

市民や市内の事業者は、条例の理念に基づき、手話や点字などに対する理解を深めます。また、市の施策に協力するとともに、手話通訳者などと連携して手話や点字などが利用できるよう努めます。



インタビュー

手話を通してコミュニケーション



市手話通訳
相良 登記子さん

市の手話通訳になって6カ月が経ちます。もともと、聴覚障がい者とコミュニケーションを取りたくて、手話を学びました。

窓口に手続きに来た聴覚障がい者に対して、誤った情報を伝えないよう気を配りながら、行政との橋渡しを行っています。

現在は、手話による相談業務に加え、手話を分かりやすく伝えるための動画制作などにも取り組んでいます。

誰もが等しく情報を受け取ることができるよう、手話を通して円滑なコミュニケーションを図っていきたいです。

知ってください。さまざまな コミュニケーション手段

●手話 手や指、体や顔の表情を使って会話をする言葉です。

●音訳 文字などを音声化して訳します。

●要約筆記 声を文字に変えて伝えます。紙に書いたりスクリーンに文字を映したりします。

●筆談 文字や数字を使い、短い言葉で分かりやすく紙や手のひらに書いて伝えます。

●その他の方法 字幕や点字、触手話、分かりやすい表現、絵図、記号、身振り、手振りなど

これからの市の取り組み

市は、次に掲げる項目に関する施策を推進します。

●手話に対する理解の促進や普及啓発、学習機会の確保

●障がいの特性に応じた「コミュニケーション手段」に対する理解の促進や普及啓発、学習機会の確保

●障がいの特性に応じた「コミュニケーション手段」を利用した市政情報発信

●コミュニケーション支援者の配置の拡充や処遇改善

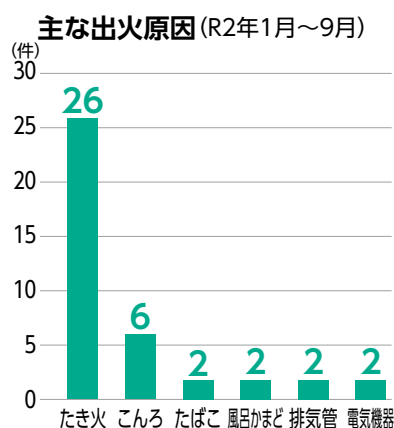


11月9日(月)～15日(日)は 秋の全国火災 予防運動

空気が乾燥し、火災が起きやすい時期を迎えます。

火の元や火の取り扱いには十分に注意し、「火の用心」に努めましょう。

◎問い合わせ 消防局総務課 ☎ 22-8882



本年中の都城管内の火災発生件数は、9月末時点で71件。2人の尊い命が失われています。出火原因は、たき火が26件、こんろが6件、たばこ、風呂かまど、排気管、電気機器が各2件、配線器具、焼却炉、火入れが各1件などとなっています。

火災発生状況

火災予防の意識向上を図りながら、火災発生を防止し、死亡者の抑制や財産の損失を防ぐことを目的に、11月9日から11月15日まで「秋の全国火災予防運動」が展開されます。また、11月9日は、防火意識の高揚と119番通報についての知識と理解を深める「119番の日」となっています。

秋の全国火災予防運動

消防局では、火災の煙や熱を感じて音や音声、光の点滅で知らせる、住警器の適切な設置と交換を推進しています。

- ・ 法律や条例により設置が義務付け
- ・ 「寝室」や「階段」の天井部にも設置



「住警器の適切な設置と点検」

住警器は命を守る切り札

火災を素早く感知し、早期避難を促す住警器は、命を守る切り札です。

③ 住宅用火災警報器（住警器）の設置・点検

全国的に寝たばこによる火災で多くの人が命を落としています。

② 寝たばこの防止

風が強い日のたき火や火入れは、思いもよらない延焼につながり、大変危険です。

① たき火や不用意な火入れに注意

火災予防のため、次の3つの心得が大切です。



火災予防の3つの心得

トピック

住警器の購入助成は今年度まで

住警器1台につき、500円を割り引く「安心クーポン券」を配布。あなたや家族を守るために活用ください。

● 安心クーポン利用期限 令和3年3月31日

● 取り付けサポート 住警器の取り付けが困難な場合、消防局の職員が各世帯を訪問して、無料で取り付けます。ぜひ、相談ください



こんなに役立つ！ 住警器！

住宅火災100件当たりの死者数
(平成28年～平成30年)

火災警報器
設置なし 11.1人

火災警報器
設置あり 6.8人 39%減

消防庁資料より

・ 電池切れや部品劣化のため、設置後10年経ったら交換



お知らせ

11月2日(月)から

移動販売車「とくし丸」運行

買い物支援カー「あ
いもこいも号」は「と
くし丸」に名称が変わ
ります。



●運行日 毎週月・土
曜日の週6日

●運行地区 西岳地区、庄内地区、
志和池地区、山田地区

●HEARTYながやま
☎37-3380(9時~17時)

最低賃金の改定

県の最低賃金が、時給793円に
改定されました。なお、最低賃金は
臨時やパート、アルバイトなどを含
む県内全ての労働者に適用されます。

●宮崎労働局労働基準部
☎0985-38-8836

ご存知ですか「検察審査会」

検察審査会制度は、検察官が事件
を裁判にかけなかったこと(不起訴
処分)の適否を、選挙権を有する国
民の中から「くじ」で選ばれた検察
審査員が審査する制度です。

令和3年度の候補者に選ばれた人

には、11月中旬に検察審査会事務局
から「検察審査員候補者名簿」への記
載のお知らせが届きます。

●宮崎検察審査会事務局
☎0985-68-5120

赤十字忌明け寄付

謹んでお悔やみ申し上げます。遺
志に沿い、赤十字活動に活用します。

●寄付者

・亀元勉さん(関之尾町)
・椎屋逸雄さん(高崎町笛水)
●故人

・福永カズ子さん(平塚町)
・沖野勉さん(鷹尾四丁目)

●福祉課 ☎23-2980

新型コロナウイルス感染症に
関するお知らせ

コロナ禍でも必要な受診は忘れずに

・過度な受診控えは健康上のリスク
を高める可能性があります。特に
糖尿病などの持病の管理ができて
いないと、感染した場合に重度化
しやすくなります

・予防接種や健康診断などは忘れず
に受けましょう
・発熱や風邪の症状がある場合は、
直接医療機関に行かず、まずはか
かりつけ医に電話で相談して指示
に従ってください

●健康課 ☎23-2765

マスク着用のお願い

新型コロナウイルス
ウィルス感染

防止のため、
市役所や公共
施設など人が



集まる場所や、スーパーやコンビニ
など不特定多数の人が利用する施設
では、マスクの着用をお願いします。
ただし、熱中症予防の観点から、人
との間隔を2人以上確保できる場合
には、マスクを外しましょう。

なお、2歳未満の子どものマスク
着用については、窒息の恐れがある
ため、使用しないでください。

●健康課 ☎23-2765

休日急病診療機関

●診療時間 9:00~18:00

※歯科は17:00まで

◎みやざき医療ナビも利用ください



みやざき医療ナビ

月日	医療機関名	電話番号
11/1 (日)	久保原田中医院(内・小)	22-7700
	坂元医院(内・胃)	22-0360
	宇宿医院(内・胃・消)	25-9031
	山路医院(外・内)	64-3133
	なかむら整形外科クリニック	36-5333
	西元眼科医院	25-8888
	安楽歯科医院	24-1527
11/3 (火)	畠中小児科医院	52-6000
	すみクリニック(内)	36-7701
	海老原内科	64-1211
	吉松病院(外・整)	25-1500
	都城明生病院(泌)	38-1120
	野田医院(産・婦)	24-8553
	いがらし歯科医院	25-1525
11/8 (日)	たけしたこども医院	51-0005
	瀬ノ口医院(内・消)	25-5155
	いづみ内科医院	22-7111
	MKクリニック(脳)	51-6777
	ながはま整形外科	46-7188
	ふたみ眼科	38-5532
	稲田歯科医院	57-2030

※診療機関は変更することがあります

詳しくは、テレホンサービス(医師会は☎23-5555、歯科
医師会は☎25-4100)で確認ください

●休日当番薬局

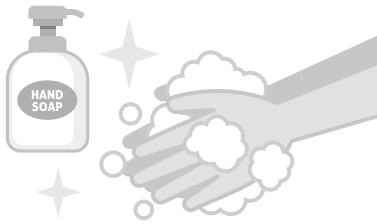
11/1 (日)	ハートハンズ、かじや牟田町、 そうごう山田、アンジュ、中原町
11/3 (火)	ひばり、東町マリンバ、東原、 上町おおた
11/8 (日)	みまたファミリー、姫城、みやこ、 都北町

みんなの
力で

新型コロナウイルス 感染拡大を防ごう！



て あら しょう どのく てっ てい
手洗い・消毒の徹底



手洗いはせっけんで丁寧に！

ちやく よう
マスクの着用



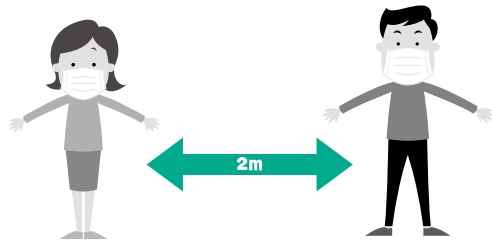
マスクを着用して飛沫防止

せき てっ てい
咳エチケットの徹底



マスクがない場合はハンカチや袖で

ソーシャルディスタンス



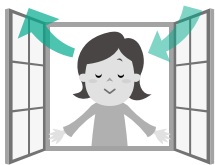
人との間隔は2m

3密の回避



密にならず、換気よく

新しい生活様式の推進



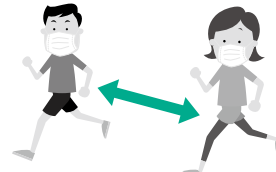
定期的な換気



買い物は一人で
すいた時間に



毎朝の健康チェック



ジョギングは人との
距離を取る



食事は向かい合わない

ストップ！ コロナ差別



あなたや大切な人におきかえて

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、差別や偏見、誹謗中傷によって深く傷ついている人がいます。誰がいつ、感染してもおかしくありません。苦しいときこそ、思いやりのある心を持って対応しましょう！

- ・県や市の発信する情報に基づき、冷静な行動を！
- ・根拠のない噂話やデマに惑わされない！
- ・差別や偏見、いじめなど絶対にしない！

相談
窓口

県精神保健福祉センター
こころの電話

☎0985-27-5663
☎0985-32-5566

